

（公財）国際宗教研究所　宗教情報リサーチセンター

「ラーク便り」　小特集

→他の論文・研究ノート・小特集のバックナンバーは**こちら**をご覧下さい。

＊印刷してご利用の際は 2 頁目以降を印刷して下さい。

小特集 "麻原彰晃"の死刑確定

地下鉄サリン事件などの13事件で27人を殺害したなどとして、殺人罪などに問われたオウム真理教(現アーレフ)元代表の麻原彰晃こと松本智津夫被告の死刑判決が確定した。第一審で死刑判決を受けた被告の控訴審が手続上の理由で打ち切られて確定するのは最高裁に統計がある1966年以降初めてだという。以下、死刑確定にいたる裁判の経緯と、松本被告の判決確定をめぐる新聞報道の動向を整理しておきたい。

＊裁判の経緯

松本被告の第一審は初公判が1996年4月24日に開かれ、256回の公判を経て結審し、2004年2月27日に東京地裁は死刑判決を言い渡した。第一審の期間は約7年10ヶ月であった。弁護団は即日控訴するが国選の第一審弁護団は控訴後全員辞任、控訴審以降は私選の新弁護団となる。第二審弁護団は同年10月28日には「被告の訴訟能力がない」として公判停止を申し立てるが却下され、同年12月27日に「被告との意思疎通ができない」として控訴趣意書の提出期限延長を申請して認められる。2005年8月31日の期限日に弁護団は趣意書を持参するも提出はしなかった。その結果、東京高裁刑事10部は2006年3月、裁判手続きを打ち切る控訴棄却を決定、弁護団は異議を申し立てるが、同高裁刑事11部は同年5月29日、異議を退け「打ち切り」の結論を支持する決定を出した。控訴審開始からの期間は約2年3ヶ月である。弁護側はこの決定を不服として同年6月5日最高裁に特別抗告し、同年9月15日最高裁第三小法廷は特別抗告を棄却。松本被告の死刑が確定した。特別抗告からの期間は約3ヶ月、初公判からの期間は10年半近くに及んだ(読売・東京、朝日・東京、産経・東京、毎日・東京など 9/16)。

＊松本被告の指示が認定されたオウム真理教犯罪

裁判によって松本被告の指示による犯罪と認定されたのは、坂本堤弁護士一家殺害、松本サリン殺人、地下鉄サリン殺人の「3大事件」をはじめとする合計13の一連の事件であった。

以下、時系列順に事件(罪名)を列挙しておく。1989年2月田口修二さんリンチ(殺人)、1989年11月4日坂本弁護士一家殺害(殺人)、1993年11月～1994年12月サリンプラント建設(殺人予備)、1994年1月30日落田耕太郎さんリンチ(殺人、死体損壊)、同年5月9日滝本太郎弁護士襲撃(殺人未遂)、同年6月27日松本サリン殺人(殺人、殺人未遂)、同年6月～1995年3月自動小銃密造(武器等製造法違反)、1994年7月10日冨田俊男さんリンチ(殺人、死体損壊)、同年12月2日水野昇さんVXガス襲撃(殺人未遂)、同年12月12日浜口忠仁さんVXガス殺害(殺人)、1995年1月4日永岡弘之さんVXガス襲撃(殺人未遂)、 同年2月28日仮谷清志さん監禁致死(逮捕監禁致死、死体損壊)、同年3月20日地下鉄サリン殺人(殺人、殺人未遂)。一連の事件はいずれも元幹部らと共謀、189人が起訴され、これまで松本被告を含め176人の判決が確定、13人が死刑、5人が無期懲役となっている(読売・東京 9/16他)。

＊特別抗告審の争点

特別抗告審の争点は、1. 松本被告に訴訟能力があるか、2. 抗告趣意書の未提出にやむを得ない事情があったか、3. 不適切な弁護活動による不利益を被告に負わせることは被告の裁

判を受ける権利を侵害するのではないかの三点であった。これについて最高裁はそれぞれ次のように判断し特別抗告を棄却した。1. 松本被告の訴訟能力については、一審公判での発言内容、2004年2月27日の死刑判決を受けて「なぜなんだ。ちくしょう」と発言したこと、脳波検査結果等を総合判断し、松本被告には訴訟能力がある。2. 抗告趣意書の未提出については、弁護団がすでに作成していたのに提出しなかったという事実から、やむを得ない事情があったとは言えない。3. 不適切な弁護活動による不利益を被告自身に負わせることの是非については、現在の弁護団は被告が選んだ私選弁護人であること、被告自身にも弁護団と意思疎通を図ろうとしなかった点で責任があることから、不適切な弁護活動の不利益を被告が負うこともやむをえない(読売・東京 9/16他)。

＊死刑確定をめぐる新聞報道の動向

松本被告の死刑確定をめぐっては、2006年9月10日前後に「審理大詰め」(朝日・東京 9/8)、「近く『審判』」(毎日・東京 9/10)と、最高裁の決定が近いとの報道がなされはじめる。同じころ、同年3月の控訴棄却決定を伝えられた松本被告が「おれは無実」と発言したとの報道(「訴訟能力裏づけか」)がなされるが(読売・東京 9/10)、弁護団はその発言が拘置所の「ねつ造」であるとのコメントを発表した(読売・東京・夕 9/11)。最高裁の決定が出た15日の夕刊に「最高裁午後決定」「争点となった松本被告の訴訟能力は認められる公算が大きいと見られる」との報道がなされている(読売・東京・夕 9/15)最高裁の特別抗告棄却を受けた翌日の朝刊では、各紙とも多くの紙面を割いてこれを報じている。主要紙一面の見出は「松本被告 死刑確定」(朝日・東京 9/16)「松本被告の死刑確定」(読売・東京 9/16、毎日・東京 9/16、日経・東京 9/16)、「麻原被告の死刑確定」(産経・東京 9/16)となっていた。

各紙共に特別抗告の棄却・死刑確定を報道するだけでなく、一連のオウム真理教による犯罪に関して広く取り上げている。各紙の記事の内容は若干の差異はあってもおおむね共通しているといってよい。以下に主題を列挙してみれば、(1) 最高裁の決定内容および弁護団・最高検察庁・小泉純一郎首相(当時)・アーレフ上祐代表等のコメント、(2) 死刑確定にいたる裁判の経緯、(3) オウム真理教による犯罪や当時のオウム教団の概要、(4) 共犯者の裁判状況、(5) オウム真理教史や松本被告のライフヒストリー、(6) 裁判期間中の松本被告の言行、(7) オウム教団の現状(上祐派分裂の動向)、(8) 事件の教訓と残された課題(裁判・行政への影響、テロ・カルト問題関連等)、(9) 弁護団批判、(10) 識者のコメント、(11) 被害者等のコメント、(12) オウム関連地(旧上九一色村、旧波野村等)の現状、(13) オウム主要施設に公安調査庁立ち入りの報道、となる(朝日・東京 9/16、読売・東京 9/16、毎日・東京 9/16、産経・東京 9/16、日経・東京 9/16)。

ここでは、9月16日に主要各紙朝刊がコメントを収録した「識者」をピックアップしてみよう。なお匿名のコメントは含まない(以下、敬称略)。朝日新聞は、加賀乙彦(精神科医)・江川紹子(ジャーナリスト)・浅見定雄(宗教学者)・佐木隆三(作家)(朝日・東京 9/16)。読売新聞は、江川紹子(ジャーナリスト)・前田雅英(刑事法学者)(読売・東京 9/16)、毎日新聞は、佐木隆三(作家)・江川紹子(ジャーナリスト)・福島章(精神医学者)・渥美東洋(刑訴法学者)・森達也(映画監督)(毎日・東京 9/16)。産経新聞は、佐木隆三(作家)・井上幸彦(地下鉄サリン事件当時の警視総監)・土本武司(刑事法学者)・諸沢英道(刑事法学者)・江川紹子(ジャーナリスト)(産経・東

京 9/16)、東京新聞は、加賀乙彦(精神科医)・藤田庄市(フォトジャーナリスト)・弓山達也(宗教学者)・魚住昭(ジャーナリスト)・富田三樹(精神科医)・山下幸夫(弁護士)・有田芳生(ジャーナリスト)・山崎哲(劇作家)・島田裕巳(宗教学者)・宮崎学(作家)・江川紹子(ジャーナリスト)・森達也(映画監督)(東京・東京 9/16)である。なお、被害関係者であるが「識者」と同欄で扱われたコメントとして、読売新聞の滝本太郎(弁護士)、東京新聞の永岡弘行(オウム真理教家族の会会長)によるものがある。

＊死刑確定後の新聞報道

松本被告の死刑確定後の新聞報道は、死刑確定当日の公安調査庁のアーレフ関連施設立ち入りで教団が違法行為や自殺をいさめる文書が発見されるとの報道(朝日・東京 9/17、毎日・東京 9/17他)が大きくなされたほかは、各紙の連載記事がオウム真理教事件とその裁判をしばらく扱った以外にあまり目立った報道はなされていない。大きく報道されたのは、東京高裁控訴審担当主任が松本弁護団の弁護士2人について、「刑事訴訟法に違反して訴訟手続の進行を妨害した」として弁護士会に処分請求が同年9月25日おこなわれたこと(読売・東京 9/23、朝日・東京・夕 9/25他)くらいであり、あとは上祐派(「M派」)と反上祐派(「A派」)と中間派の対立が続くアーレフにおける上祐派の動向が散発的に報道された(産経・東京 11/12、東京・東京・夕 1/6他)程度である。

松本被告の死刑確定を報じた各紙の論調は、一様に実質的な審理を拒んだ松本弁護団を非難し、裁判によって「真実」が明らかにされなかったことに失望するものであった。そうしたなかで、一部では「法廷での真相解明には限界がある。司法以外の解明の場をつくるべきだ。それには捜査資料の開示制度など大胆な改革が必要になるのだが…」という匿名ベテラン裁判官のコメント(東京・東京 9/16)や「『真相が解明されない』との意見もあるが、裁判を延ばしても麻原(被告)がしゃべる可能性は皆無で、新しい事実が判明するとは思えない」というジャーナリスト江川紹子のコメント(産経・東京 9/16)も掲載されていた。彼らのいうように「真実」を明らかにする役割は裁判だけに与えられているわけではない。警察や公安などの行政組織はもちろん、アカデミズムの世界もその役割を分担している。

宗教社会学者井上順孝は「オウム事件が提起したものとの取り組みは決して十分ではない」「若者を引きつけた要因の考察が急務」とコメントしている(信濃毎日 9/17ほか)。そして、ジャーナリズムの負うべき責任も重い。むろん弁護団に対する批判は首肯できるし、裁判が「真実」を明らかにしえなかったことへの失望も理解できる。

しかし、である。ないものねだりなのかもしれないが、松本の死刑が確定した当日、ほとんどの紙面が変り映えのしないものであったことはどう考えるべきなのであろうか。裁判が「真実」を明らかにしえなかったことを嘆く記事を書いた記者たちは「真実」を明らかにするために、どのような努力をしたのであろうか。

（文責・小島伸之）